

# 社会保険 ひろしま

第10号

- 年頭のごあいさつ
- 社会保険の手続きは、電子申請で！
- 電子申請をオススメする理由はこれ！
- 令和3年度 医療費のお知らせ を送付いたします
- 令和4年1月から健康保険給付等の取扱いが一部変更となります
- 年に一度は得でー（特定）健診を！
- 広島県最低賃金は令和3年10月1日から時間額899円です
- 街角の年金相談センター（ご案内）
- 社会保険協会からのお知らせ
- 令和3年度 年金委員・健康保険委員表彰が行われました

1  
2022  
令和4年



雪の芸備線

職場内で回覧して下さい

# 「年頭のごあいさつ」

新年 おめでとうございます

旧年中は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年も、新型コロナウイルスの感染症が猛威を振るい、また夏は豪雨による自然災害が発生し心痛める1年でした。

そうした中、東京オリンピックの華やかな開催にもかかわらず、生活や経済への影響は依然として厳しいものがありました。

当協会は開催するセミナーや講習会のあり方を見直し、受講者皆様の密を避け、検温・消毒・マスク着用等ご協力をいただき、コロナ禍の感染予防対策に努め会場開催を実施してまいりました。

また、健康増進事業では契約施設が営業を中止され利用できない期間もあり、皆様にご不便をおかけしましたことお許しください。

今年こそは、ワクチン接種効果や治療薬の承認などにより、明るい年になることを期待しています。

寅年です。勇敢で争いごとに強い年です。

コロナを克服し、健康で安全な日常を取り戻せることを願い、当協会も人と人とのつながりを大切に、温かみのある事業を展開し、これまで以上に会員様に喜ばれる事業を進めてまいります。

本年もより一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げますとともに、会員皆様方のご発展とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



一般財団法人 広島県社会保険協会  
会長 黒木正純

明けましておめでとうございます。

事業主の皆様、被保険者の皆様におかれましては、平素から公的年金事業の運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本年金機構では、5年ごとに中期計画を策定し事業を進めておりますが、2019年4月にスタートした第3期中期計画も後半を迎えました。

第3期中期計画は、「未来づくり計画」と位置づけ、我々一人ひとりが公的年金制度を支える機構職員としてのミッションに立ち返り、お客様である国民を向いた直接的なアプローチによって、皆様の安定した生活と安心の実現を目指しております。

また、社会が一日も早くコロナ禍から脱却することを願うとともに、貢献する決意を込めて、昨年の組織目標は「社会の安定・安心への貢献」としました。重点施策として、①安定・安心に貢献する基幹業務の運営、②オンラインビジネスモデル実現の推進、③制度改革への責任ある対応、④記録管理システムの刷新への道筋の確立を進めてまいりました。

日本年金機構のミッションは、「年金制度の正確かつ公正な運用により無年金者をなくし、高齢者等の生活の安定を確保すると同時に、複雑な制度の中で正確な給付を保証する」ことでございます。

本年も、業務の改善やサービスの向上を図り、信頼される組織と、お客様の期待される未来を徹底して追求してまいります。

引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

日本年金機構中国地域部代表

広島東年金事務所

所長 平本 一彦



明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、平素より弊協会の事業運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

旧年中は新型コロナウイルス感染症の拡大や、環境変化に伴う災害等により、残念ながら厳しい一年となりました。来たる年は、皆様が幸せに暮らせる一年であってほしいものです。

さて、保険医療に目を向けますと、少子高齢化の進展、医療技術の高度化、高額な新薬の出現等により、更なる医療費の伸びが見込まれます。加えて、広島県はがん検診を含め、健診の受診率が低く、健康寿命が極めて低位という大きな課題もあります。こうした中、弊協会では加入者の皆様の健康度向上、医療費適正化のため様々な事業に注力していますが、その根幹を為す施策が健康経営の推進です。弊協会では平成28年度より「ひろしま企業健康宣言」を創設し、健康経営に取組む事業所様のサポートをさせていただいております。そうした中、大変喜ばしいことに、令和3年10月末時点で2,285社の事業所にエントリーいただき、健康づくりに積極的に取り組んでいただいております。

こういった取り組みで健康な人が増えれば、事業所においては組織の活性化や生産性の向上が期待できます。さらには医療費適正化にもつながり、健康保険料率の伸びも抑制されます。是非この好循環を拡大していきたいと考えております。

引続き、職員一丸となって健康づくりのお手伝いをさせていただきますので、どうぞ本年も、弊協会に対しまして、格別のご協力とご支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

本年が皆様にとりまして、より明るく素晴らしい一年になることを祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会 広島支部

支部長 神田和幸


**日本年金機構からのお知らせ**
**社会保険の手続きは、電子申請で！**

**電子申請**とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、**インターネットを利用して行う**ことです。電子申請には、次のようなメリットがあります。

**コスト節約！**

GビズIDを使って  
手数料なしで電子  
申請を始められる

**時間や場所にと  
らわれない！**

24時間365日  
いつでもどこでも  
申請が可能

**スピーディ！**

紙や電子媒体で  
申請されたものより  
も早く処理される



電子申請について（日本年金機構ホームページ）

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



GビズIDについて

<https://gbiz-id.go.jp>

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする「電子申請相談チャット」を開設しています。24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

**2020年4月から、特定の法人※1について  
電子申請の義務化が始まっています**

現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険に関する一部の手続き※2を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととされています。

（※1）特定の法人とは

- 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）



（※2）  
義務化対象の手続き

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届



対象手続きのうち、健康保険・厚生年金保険に関する手続き

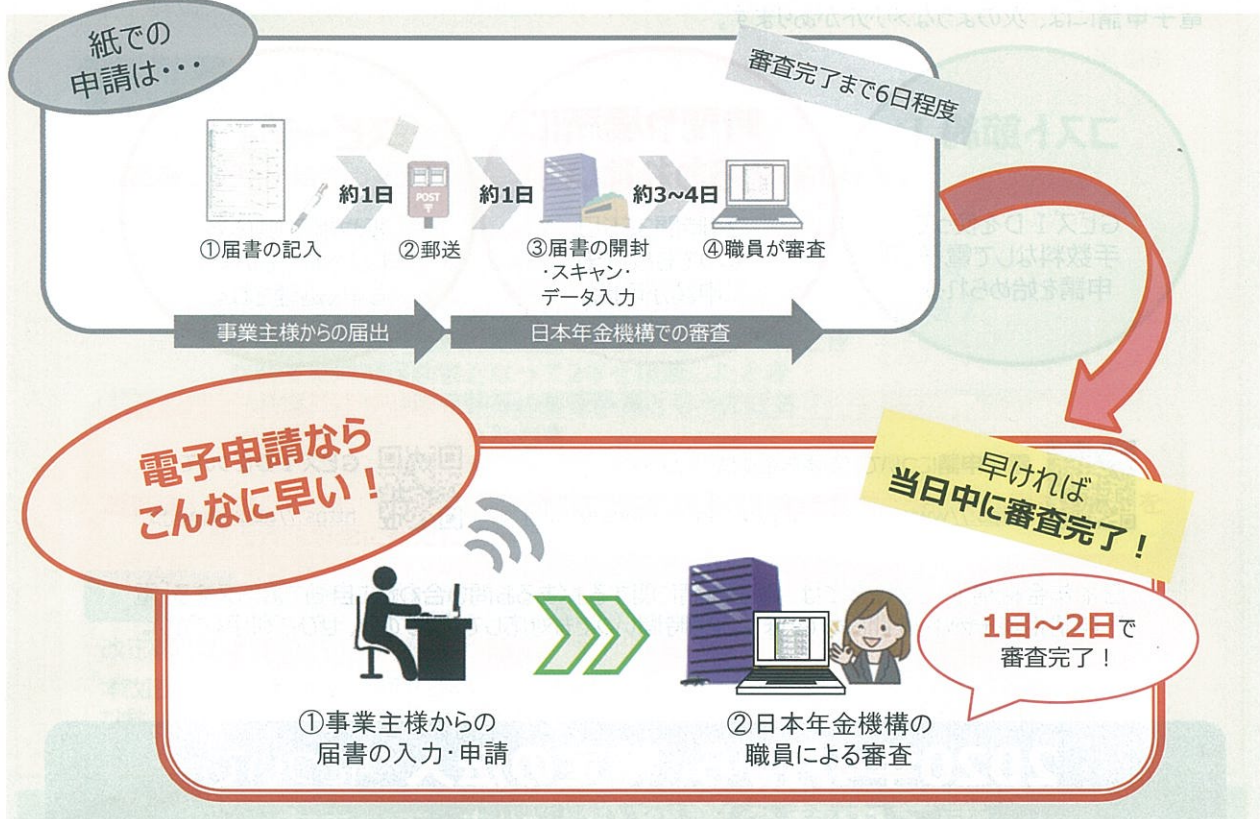
- Q. 当社は、社会保険の手続きを社会保険労務士に委託していますが、義務化の対象ですか。
- A. 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、義務化の対象となる法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。



## 日本年金機構からのお知らせ

### 電子申請をオススメする理由はこれ！

電子申請による届出の場合、保険証の発行や決定通知書の発行が、**ぐっと早く**なります！



電子申請の提出方法は、「**届書作成プログラム**」または「**e-Gov**」の**2種類**です。



#### 届書作成プログラムとは？

届書データを簡単に作成・申請することができるプログラムで、日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。



#### e-Gov (イーガブ) とは？

総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトで、各種手続きをオンラインで行うことができるサービスです。

#### お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先

【 **ねんきん加入者ダイヤル** (日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口) 】

**0570-007-123** (ナビダイヤル) → 「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、☎ (東京) 03-6837-2913 → 「2番」をお選びください

< 受付時間 >

月～金曜日 … 午前8時30分 ～ 午後7時

第2土曜日 … 午前9時30分 ～ 午後4時

※ 祝日 (第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

## 全国健康保険協会からのお知らせ 協会けんぽ



健康ひろしま  
協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター

令和3年度医療費のお知らせを送付いたします



協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康 かえで

協会けんぽでは、健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様に、医療費と健康保険制度に対する関心を高めていただくことを目的として、年1回「医療費のお知らせ」をお送りしています。今回のお知らせは、令和2年10月～令和3年9月診療分の医療費が対象です。令和4年1月中旬より、事業所様あてに順次発送いたします。

### 事業所のご担当者様へお願い

医療費のお知らせは、被保険者様ごとに封筒に入っております。届きましたら、**開封しないで**従業員の皆さまにお渡しください。



#### ■ 被保険者へ直接送付するのではなく、事業所に送付するのはなぜですか？

被保険者様あてに直接送付する方法に変更した場合には、郵送料が大幅に増加すること、また、加入者の皆様が転居された場合、お手元に届かなくなる可能性があることなどから、事業所の皆様に配付をお願いしております。何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### ■ なぜ、令和2年10月～令和3年9月の期間の掲載なのですか？

医療費のお知らせ作成には、医療機関等から協会けんぽに送られてくる医療費のデータが必要となりますが、受診後、協会けんぽに届くまで3ヶ月以上かかります。本来確定申告用ではありませんが、12月分までの掲載になりますと、4月頃の発送となり、確定申告に使用できなくなるため、この期間の通知となります。

#### ■ 通知が届いたら何か手続きを行う必要がありますか？

医療費の金額等について加入者の皆様にお知らせすることが目的となっておりますので、特に手続等はございません。

#### ■ 診療内容はわかるのですか？

診療内容は掲載されておりません。受診者及び医療機関等の名称と診療月、医療費と負担金額のみの掲載になります。



----- 医療費のお知らせは**医療費控除**の申告手続きに**使用可能**です -----

「医療費のお知らせに記載されていない医療費分」や、「令和3年10月診療分から12月診療分の医療費」については、医療機関等からの領収書に基づいて「医療費控除の明細書」をご自身で作成していただき、確定申告書に添付してください。

確定申告（医療費控除）に関するお問い合わせは**税務署**までお願いいたします。

## 全国健康保険協会からのお知らせ 協会けんぽ

### 令和4年1月から健康保険給付等の取扱いが一部変更となります

令和4年1月の健康保険法改正に伴い、協会けんぽの健康保険給付等の取扱いが**一部変更**となります。  
なお、詳細な情報につきましては、別途協会けんぽHP等でお知らせさせていただきます。

#### 変更1 傷病手当金の支給期間の通算化

改正前：支給が始まった日から起算して1年6ヶ月を超えない期間支給します。

**改正後：支給が始まった日から通算して1年6ヶ月まで支給します。**

#### 変更2 任意継続被保険者制度の資格喪失事由の追加

改正前：次の①～⑤に該当する場合に任意継続被保険者の資格を喪失します

- ①毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ②任意継続被保険者となって2年を経過したとき
- ③就職により健康保険等の被保険者となったとき
- ④被保険者が亡くなったとき
- ⑤被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

**改正後：上述①～⑤に「任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出た場合」を資格喪失事由に新たに追加**

#### 変更3 産科医療補償制度掛金の引き下げ

改正前：1児につき16,000円 **改正後：1児につき12,000円**

本改正に伴い、出産育児一時金の支給額は、現行の404,000円から**408,000円**に引き上げられます。  
なお、産科医療補償制度加入機関での分娩の場合、掛金（12,000円）を加算した**420,000円**を支給します。

### 年に一度は <sup>とく</sup>得でー（特定）健診を！

年度内におひとり様1回に限り、協会けんぽでは健診費用の補助を行っております。

令和3年度の健診は、令和4年3月31日までとなります。

年度末は健診機関の混雑が予想されますので、お早目にご予約のうえご受診ください。

#### 生活習慣病予防健診

対象者	35歳から74歳 被保険者（ご本人様）
金額	補助金額 11,696円 自己負担額最高 <b>7,169円</b>
内容	基本的な健診+心電図+ <b>がん検診</b> 等 も含まれています。

#### 特定健康診査

対象者	40歳から74歳 被扶養者（ご家族様）
金額	補助金額 7,150円 自己負担額 <b>無料</b> ※の健診機関も！ ※健診機関により自己負担額は異なります。
内容	基本的な健診が受診できます。

### 福山年金事務所内出張相談窓口の営業時間変更のご案内

令和4年1月4日（火）から、福山年金事務所内出張相談窓口の営業時間が変更（短縮）となります。ご理解、ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

＜変更後の営業時間＞ ※土・日・祝日及び年末年始を除く

午前 **8：30～12：00** 午後 **13：00～17：15**

※なお、お電話でのお問い合わせは、協会けんぽ広島支部（TEL：082-568-1011）までお願いします。



## 広島県社会保険労務士会

広島県最低賃金は令和3年10月1日から **時間額899円**です。

広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

年齢、性別、雇用形態（常用・臨時・パート・アルバイト等）、支払形態（月給・日給・時間給等）の別を問いません。

賃金引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様は、「業務改善助成金」が利用できます。事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部が助成されます。

◆詳細はお近くの社会保険労務士、広島労働局にお尋ねください

## 社労士会紛争解決センター

職場で起きた労使間のトラブルは、労働問題の専門家である社会保険労務士が運営する「社労士会労働紛争解決センター広島」が簡易、迅速、無料で解決します。

“国家資格者の  
社労士が  
解決します”



かいけつサポート  
相談支援サービス

法務大臣認証・厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター 広島

お電話は

**0570-064-794**

受付時間：月曜日から金曜日までの9:00～17:00まで（12月29日～1月4日、祝日を除く）

社労士 あっせん

検索

ねんきんのご相談・手続きは  
街角の年金相談センター予約相談をご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

【予約受付時間】 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:15

**0570-05-4890**

◎予約の相談希望日の1か月前から前日まで受付しております。

◎ご連絡の際は、基礎年金番号や年金証書をご準備してください。

◎お近くの街角の年金相談センターでも受付しております。

街角の年金相談センター 広島

広島市中区橋本町10-10広島インテスビル1F

街角の年金相談センター 福山

福山市東桜町1-21エストパーク6F

## 広島県社会保険協会からのお知らせ

## 会費の振込機関がコンビニに変わります！

令和4年度から、当協会の会費のお振込を、コンビニエンス・ストアでお願いすることとなりました。これまで会員様には会費のお振込みをゆうちょ銀行でお願いしておりましたが、ゆうちょ銀行の手数料改定により、令和4年1月から「ゆうちょ銀行」で現金振込みの場合、窓口で別途（新たに）会員様に110円の加算料金がかかることとなりました。

そこで当協会では、ご納付をいただく利便性も考慮し、今年4月からは会員様には手数料のかからないコンビニ振込みに変更をいたします。

納付していただく場所のお間違いがございませんよう、お願いいたします。

令和3年度

年金委員・健康保険委員等の表彰式が開催されました。

令和3年11月17日（水）に「令和3年度年金委員・健康保険委員表彰式」が、広島市内のホテルにおいて開催されました。

年金委員活動及び健康保険委員活動に功績のあった方々に対し、理事表彰等の伝達式が行われました。

年金委員・健康保険委員は、事業主や従業員とその家族の皆様にも、政府が管掌する厚生年金・国民年金、健康保険の適用・給付などの社会保険に関する手続きなどの指導や相談・助言のほか、社会保険制度の周知啓発、健康づくり・健康管理事業などの推進活動を行っています。

なお、受賞された方々は次のとおりです。

（敬称略順不同）



令和3年度 年金委員・健康保険委員 功労者



おめでとうございます

年金委員

理事長表彰

倉田 和典  
辻 誠二

株式会社 サクラオブワリーアンドディステイラー  
医療法人 仁康会

橋本 正光  
松川 晃久

株式会社 ミツボシコーポレーション  
株式会社 ニチマン

理事表彰

井上 一幸  
陰迫 景子  
北川 宗  
田中 峰男

一般財団法人 広島県社会保険協会  
株式会社 古川製作所  
広島トヨベット 株式会社  
新日本造機 株式会社

丹下 浩伸  
手島 忠幸  
村本 昌紀  
吉村 崇

株式会社 シギヤ精機製作所  
広島交通 株式会社  
味日本 株式会社  
中国工業 株式会社

健康保険委員

理事長表彰

佐々邊善行

株式会社 熊平製作所

佐藤 誠治

株式会社 シーケイエス・チューキ

支部長表彰

秋山 一孝  
有松めぐみ  
伊東 寛和  
木曾 康友  
下高 和代  
白川 豊己  
竹岡 源水

友鉄工業 株式会社  
宮本塗装工業 株式会社  
社会福祉法人 石川福祉会  
宮地ナショナル 株式会社  
菱機設計 株式会社  
スガナミ物産 株式会社  
株式会社 スイセイ設備

玉本 義忠  
中村 一  
林田 健治  
古屋 貴広  
光吉久美子  
村上 寛  
山本 雅恵

矢野食品 株式会社  
株式会社 高野電気商会  
毛利アーカード 株式会社  
社会福祉法人 広島順道会 特別養護老人ホーム春香園  
アテル 株式会社  
村上産業 株式会社  
佐藤住設 株式会社